

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年12月26日提出

【計算期間】 第12期計算期間（自 平成24年3月31日 至 平成24年10月1日）

【ファンド名】 S G 為替参照ファンド 2 0 0 6 - 0 9

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 横田 陽子

【連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【電話番号】 03-3593-5928

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンド（愛称：かわせ予想図8）はソシエテ ジェネラルの完全子会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイが発行する社債（エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債、以下「S G A債」といいます。）に主に投資することによって、金利収入の獲得および米ドル/円為替レートが一定水準以上の円高にならない場合の償還益の獲得を目指します。またS G A債は、あらかじめ決められた評価日において、米ドル/円為替レートが一定水準以上の円安となった場合には早期償還されます。この場合はファンドも早期償還されます。

S G A債に関しましては、後述の2 投資方針 (1)投資方針 運用方針の「S G A債」および 参考情報 の「S G A債の概要」をご参照ください。

ファンドの基本的性格

ファンドは単位型投信 / 海外 / その他資産（通貨） / 特殊型（条件付運用型）に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（3）ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信 その他資産（通貨）	特殊型（条件付運用型）
	内外	資産複合	

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産（通貨）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもののうち、通貨の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型 (条件付運用型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
-----------------	--

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本 北米		ブル・ベア型
不動産投信	年 4 回	欧州	あり ()	条件付運用型
その他資産 ()	年 6 回 (隔月)	アジア オセアニア		ロング・ショート型/絶対 収益追求型
資産複合 ()	年 1 2 回 (毎月)	中南米 アフリカ	なし	
資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	中近東(中東) エマージング		その他 ()

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は300億円です。

ファンドの特色

毎年の分配金と条件付元本103%確保



1 条件付 元本103%確保!

- 観測期間^{※1}中、参照為替レート^{※2}が一度も判定水準^{※3}以下(「当初為替^{※4}－23円」と同水準またはそれより円高)にならなかった場合、元本103%を確保して、満期償還されます。
 - 観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下(「当初為替－23円」と同水準またはそれより円高)になった場合、米ドル/円為替レートに連動した償還となります。
- (注)この場合、投資元本を下回る場合があります。

2 年2回の決算時に一定の分配金の支払い!

- 償還まで年2回の毎決算時に、1年目6.4%、2年目1.5%、3年目1.0%、4年目以降0.5%(各年率・税引前)の分配を行う予定です。
- 決算日は毎年3月30日と9月30日です(休業日の場合は翌営業日)。
ただし、第一期決算日は2007年3月30日です。

3 「当初為替±0円」以上の円安で早期償還!

- 期中評価日^{※5}の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミッドレート参照)が早期償還条件水準^{※6}以上(「当初為替±0円」と同水準またはそれより円安)になった場合は元本103%を確保して、早期償還されます。
- 判定水準以下になった後でも、期中評価日に早期償還条件水準以上になった場合は元本110%を確保して、早期償還されます。

※1 観測期間	SGA債の発行日(2006年10月11日)から計算日(2013年9月13日)まで	
※2 参照為替レート	ワールド・ワイド・マーケットにおける米ドル/円為替レート(為替取引は世界の主要市場において24時間行われており、SGA債の計算代理人であるソシエテ ジェネラルによって確認されます。)	
※3 判定水準	当初為替－23円	
※4 当初為替	ファンド設定日(2006年9月29日)の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミッドレート参照)	
※5 期中評価日	初回期中評価日は設定日から約1年後、以降6ヵ月ごとになります(したがって当初約1年間は早期償還されません)。 2006年7月31日現在では、以下の予定となっております。なお、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。	
	2007年9月5日	2008年3月6日
	2008年9月4日	2009年3月5日
	2009年9月2日	2010年3月5日
	2010年9月3日	2011年3月7日
	2011年9月6日	2012年3月7日
	2012年9月6日	2013年3月7日
※6 早期償還条件水準	当初為替±0円	

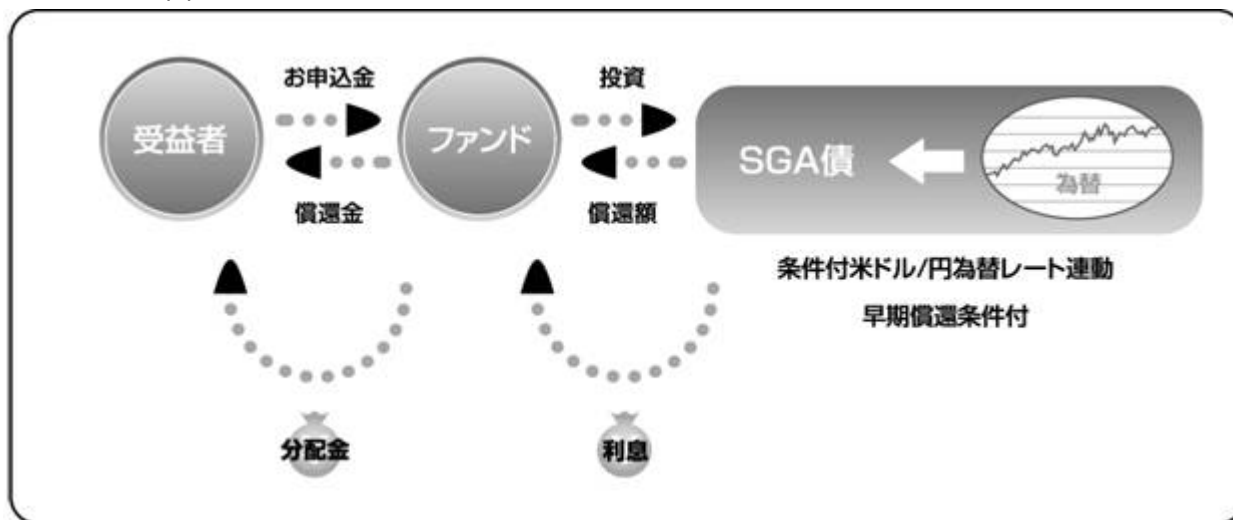
(2) 【ファンドの沿革】

2006年9月29日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

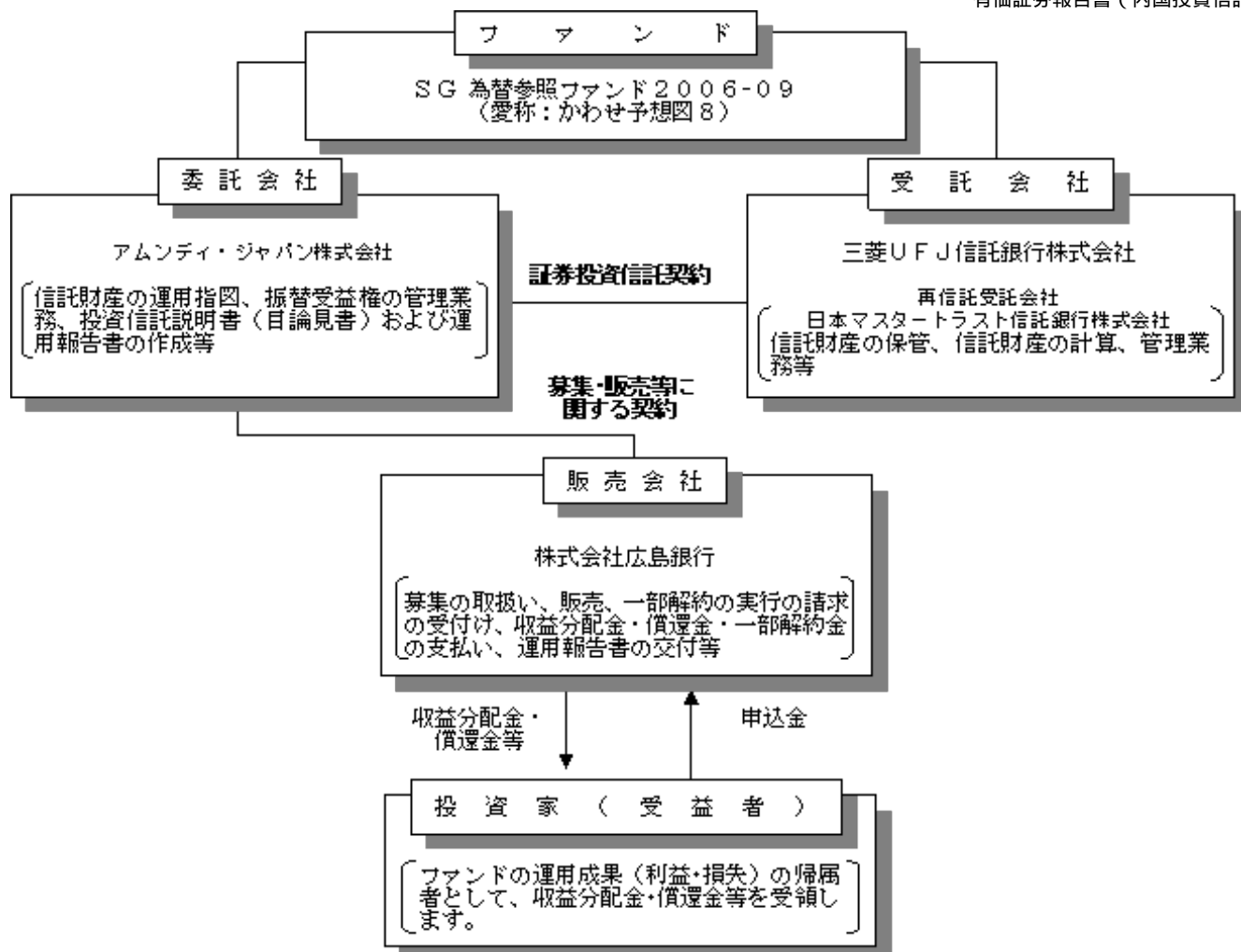
ファンドの仕組みは、以下の通りです。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約 （信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）
資本金の額	12億円

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる (現・アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

《アムンディ 概要》

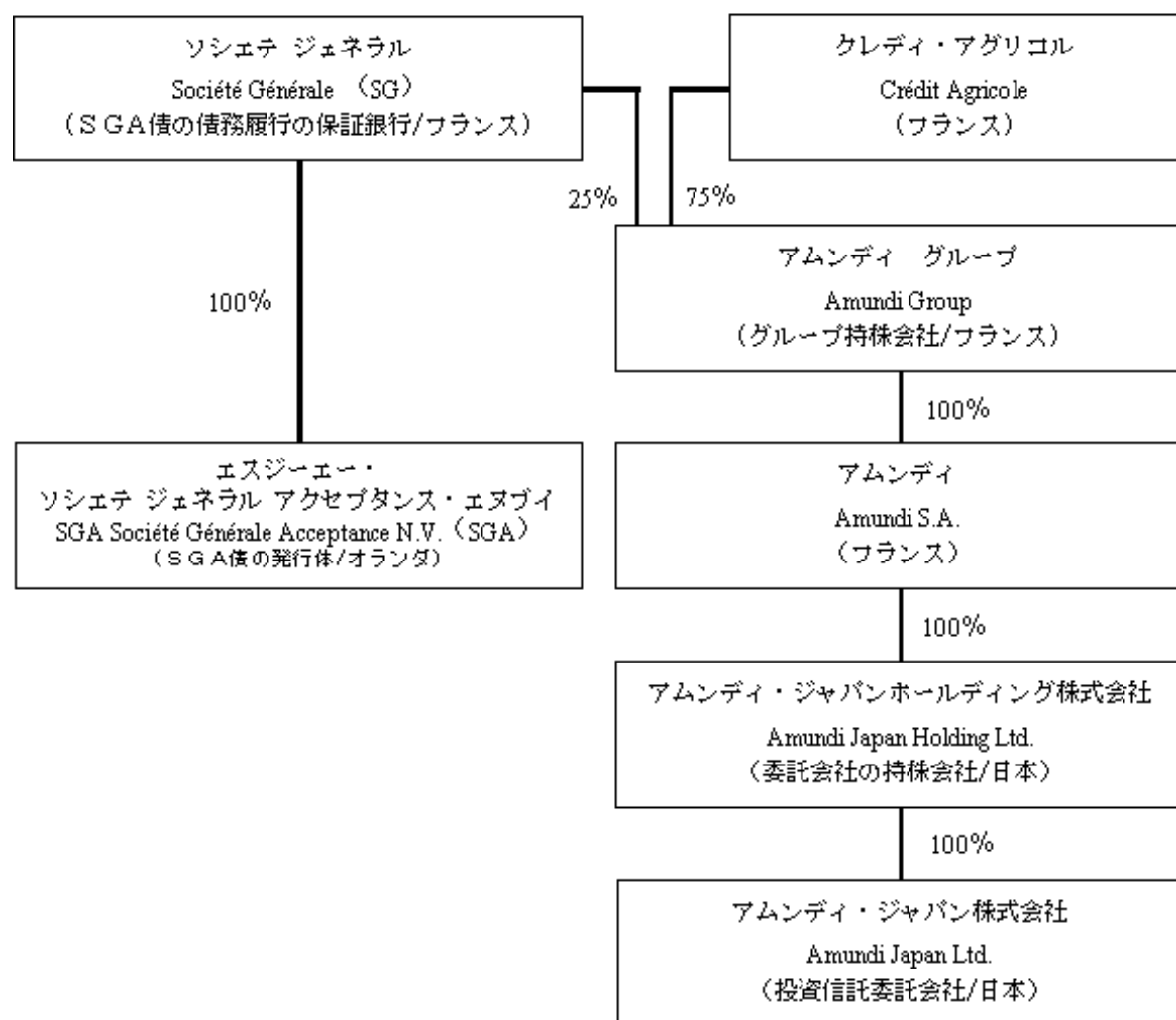
アムンディは、運用資産規模で6,929億ユーロ(約68兆円、1ユーロ＝98.74円で換算、2012年6月末現在)を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

参考

ファンドにおける関係会社の資本関係



※図中の配分率表示で示してある数字はそれぞれ上に記された会社からの出資比率です。

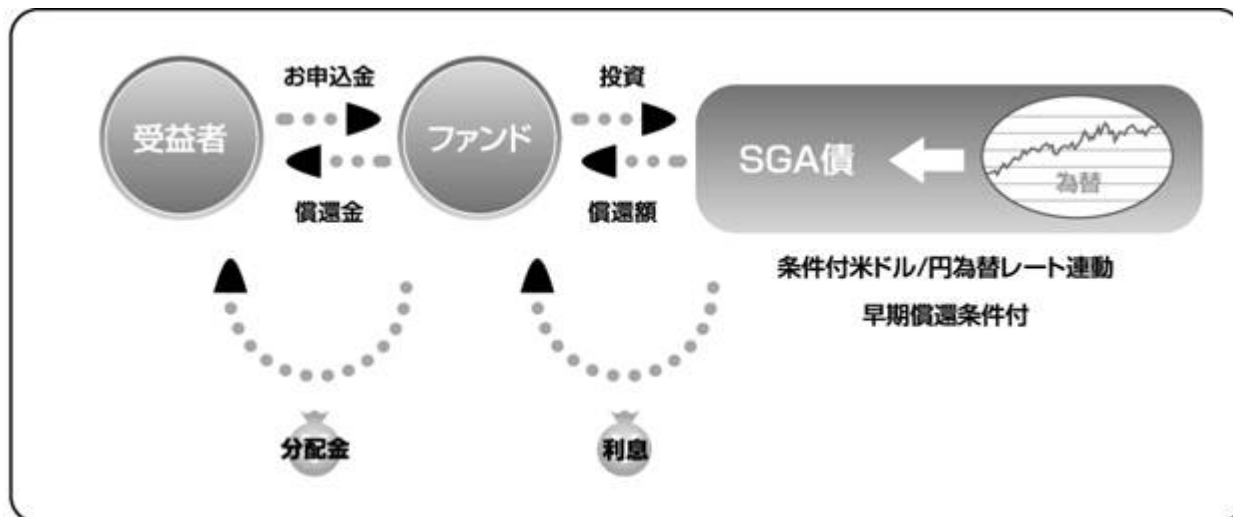
2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

運用方針

ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラルのグループ会社であるSGAが発行する社債、「SGA債」を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。

<イメージ図>



SGA債

発行体：エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ
(SGA Société Générale Acceptance N.V.)

- ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。ソシエテ ジェネラルがその債務履行を保証します。

債券の種類：ユーロ円建て・利付債券満期 約7年

- 「SGA債」はユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム にもとづき発行される社債です。
- 「SGA債」の利息収入は信託報酬等を差引いた後、ファンドの分配金にあてられます。
ミディアム・ターム・ノート・プログラムとは、社債発行を予定している発行者が、あらかじめ起債条件の範囲、起債関係人との関係を包括的に定め、契約書や目論見書を作成しておくことによって、継続的な社債発行を機動的にできるようにした契約のことをいいます。このプログラムに基づいてユーロ市場で発行される社債のことをユーロ・ミディアム・ターム・ノートといいます。

債券の性格

早期償還される場合

- 期中評価日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）が、早期償還条件水準以上（「当初為替 ± 0 円」と同水準またはそれより円安）になった場合、元本103%を確保して早期償還されます。
- 観測期間中に参照為替レートが、一度でも判定水準以下（「当初為替 - 23 円」と同水準またはそれより円高）になった後で早期償還条項が適用された場合は、元本110%を確保して早期償還されます。

満期償還される場合

- 早期償還されなかった場合で、観測期間中、参照為替レートが、一度も判定水準以下（「当初為替 - 23 円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合、元本103%を確保して満期償還されます。
- 早期償還されなかった場合で、観測期間中、参照為替レートが、一度でも判定水準以下（「当初為替 - 23 円」と同水準またはそれより円高）になった場合、米ドル/円為替レートに連動した償還（元本100% × 計算日為替 ÷ 当初為替）となります。

この場合、償還額は投資元本を下回る場合があります。

計算日為替：計算日（2013年9月13日）の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）。

参考情報**S G A 債の概要**

当ファンドが主に投資する S G A 債の概要は以下のとおりです。

形態 : ユーロ・ミディアム・ターム・ノート（ユーロ円建利付社債）

発行日 : 2006年10月11日

償還日 : 2013年 9月24日

利払日 : 年2回（原則として下記の日程で利払いを行います。）

2007年 3月26日 2007年 9月25日

2008年 3月25日 2008年 9月24日

2009年 3月24日 2009年 9月24日

2010年 3月24日 2010年 9月24日

2011年 3月24日 2011年 9月26日

2012年 3月26日 2012年 9月25日

2013年 3月25日 2013年 9月24日

計算日 : 2013年 9月13日

観測期間 : S G A 債の発行日から計算日まで（2006年10月11日から2013年 9月13日）

期中評価日 : 次に定められたとおりです。ただし、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。

2007年 9月 5日 2008年 3月 6日

2008年 9月 4日 2009年 3月 5日

2009年 9月 2日 2010年 3月 5日

2010年 9月 3日 2011年 3月 7日

2011年 9月 6日 2012年 3月 7日

2012年 9月 6日 2013年 3月 7日

当初為替 : 当ファンド設定日（2006年9月29日）の東京時間午後 3 時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）

当初為替は117.87円に決定しました。

参照為替レート : ワールド・ワイド・マーケットにおける米ドル/円為替レート（世界の主要市場において S G A 債の計算代理人であるソシエテ ジェネラルが確認した米ドル/円為替レート）

判定水準 : 当初為替 - 23円

早期償還条件水準 : 当初為替 ± 0円

償還価格 : S G A 債は、以下の条件に従って償還価格が決定します。

（1）観測期間中、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替 - 23円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合

償還価格 = 1 券面額 × 103%

（2）観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替 - 23円」と同水準またはそれより円高）になった場合

償還価格 = 1 券面額 × 100% × 計算日為替 ÷ 当初為替

早期償還条項 : 期中評価日の東京時間午後 3 時の参照為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）が、早期償還条件水準以上（「当初為替 ± 0円」と同水準またはそれより円安）となった場合、当該評価日以降に到来する最初の利払日に、以下の条件に従って早期償還されます。S G A 債が早期償還された場合、当ファンドも当該計算期間終了日に早期償還されます。

（1）観測期間中、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替 - 23円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合。

償還価格 = 1 券面額 × 103%

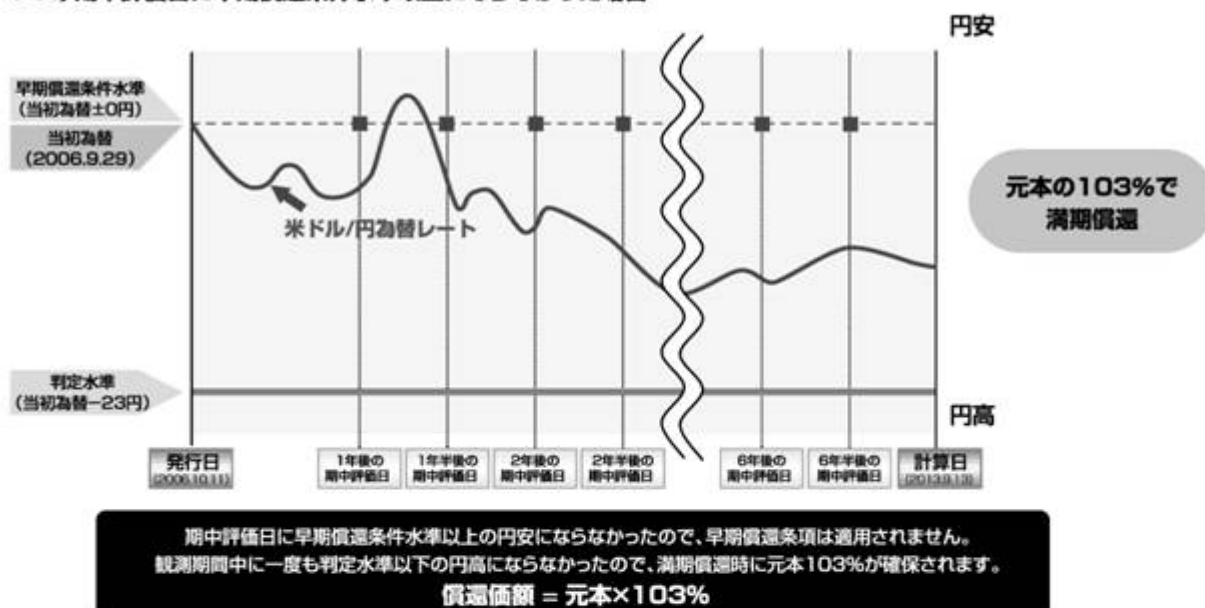
（２）観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替 - 23円」と同水準またはそれより円高）になった後に、早期償還条項が適用された場合。

償還価格 = 1 券面額 × 110%

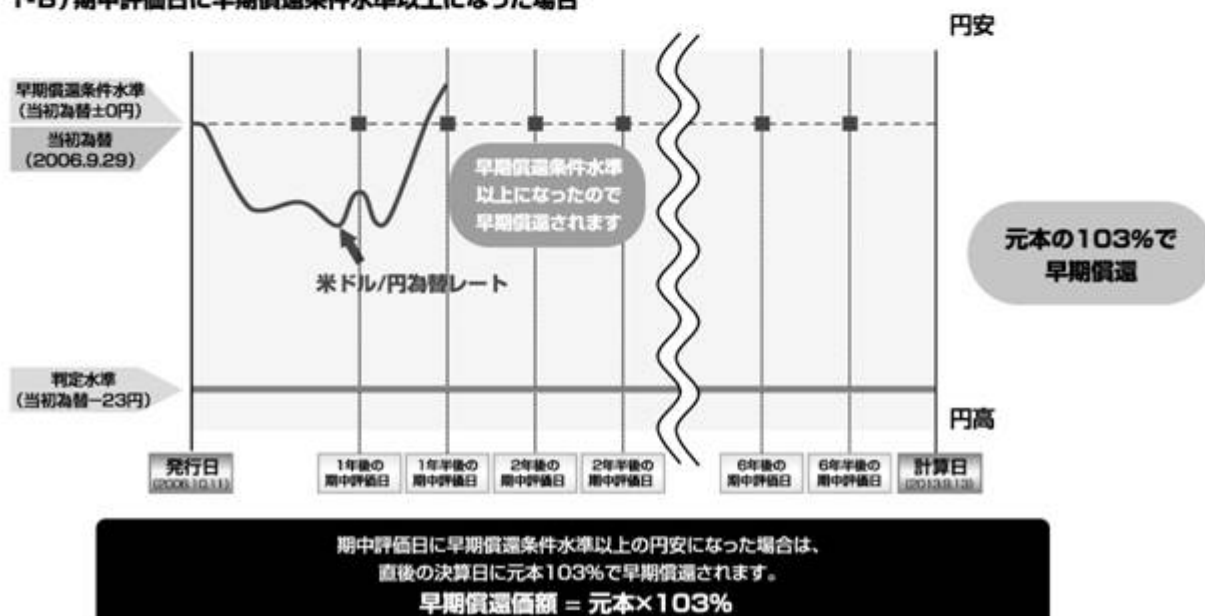
米ドル/円為替レートの推移と償還の例 （イメージ）

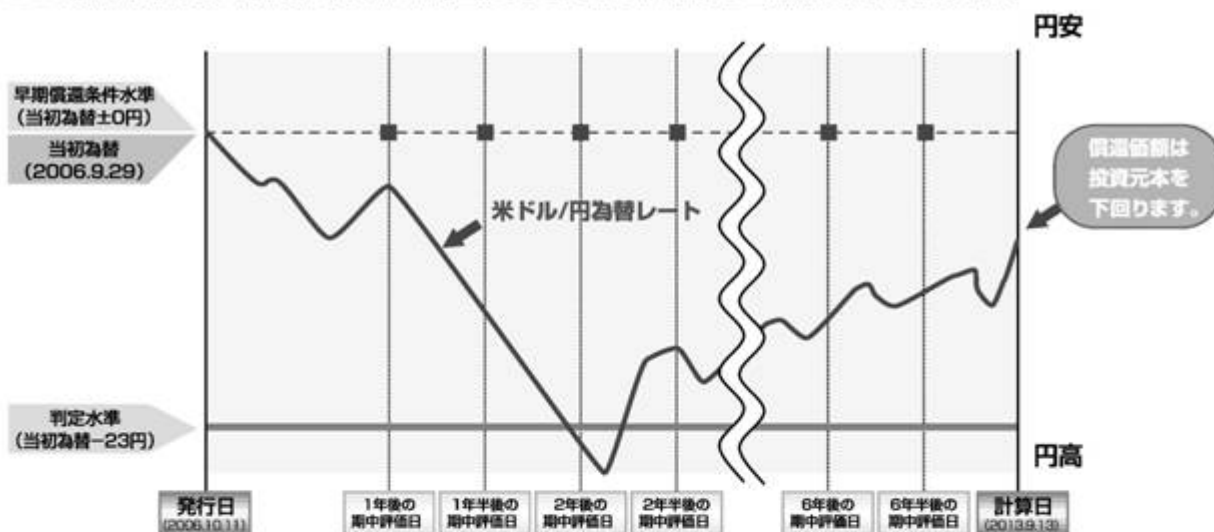
例 1 観測期間中、参照為替レートが一度も判定水準以下にならなかった場合

1-A) 期中評価日に早期償還条件水準以上にならなかった場合



1-B) 期中評価日に早期償還条件水準以上になった場合



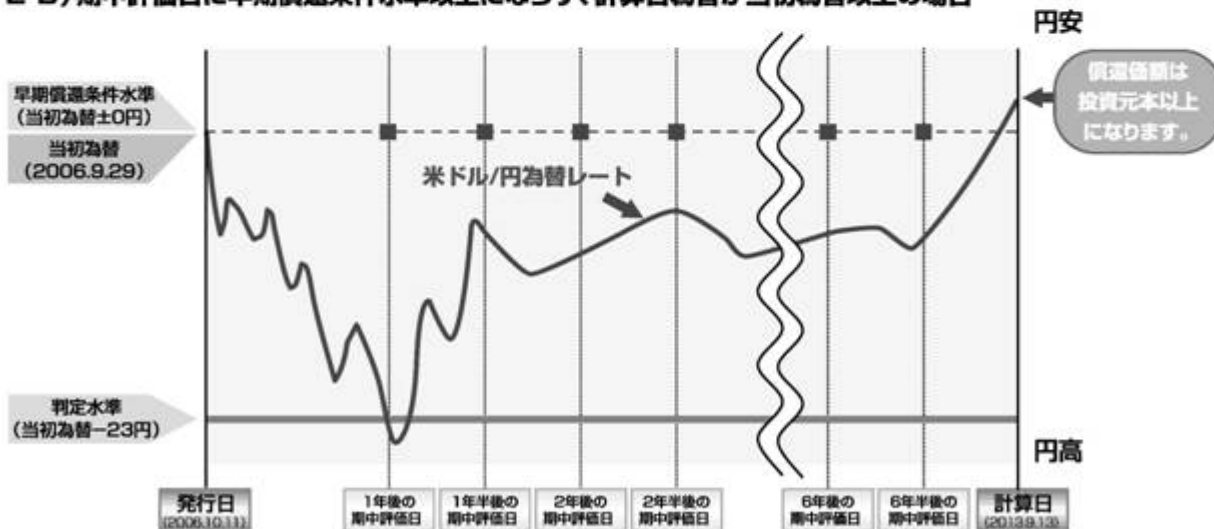
例2 観測期間中、参照為替レートが一度でも判定水準以下になった場合**2-A) 期中評価日に早期償還条件水準以上にならず、計算日為替が当初為替を下回った場合**

期中評価日に早期償還条件水準以上の円安にならなかったため、早期償還条件は適用されません。

観測期間中に一度でも判定水準以下の円高になったので、
満期償還時には、米ドル/円為替レートに連動した額が支払われます。

$$\text{償還価額} = \text{元本} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替}}{\text{当初為替}}$$

※ 計算日為替が当初為替を下回った(当初為替より円高だった)ので、償還額は投資元本を下回ります。

2-B) 期中評価日に早期償還条件水準以上にならず、計算日為替が当初為替以上の場合

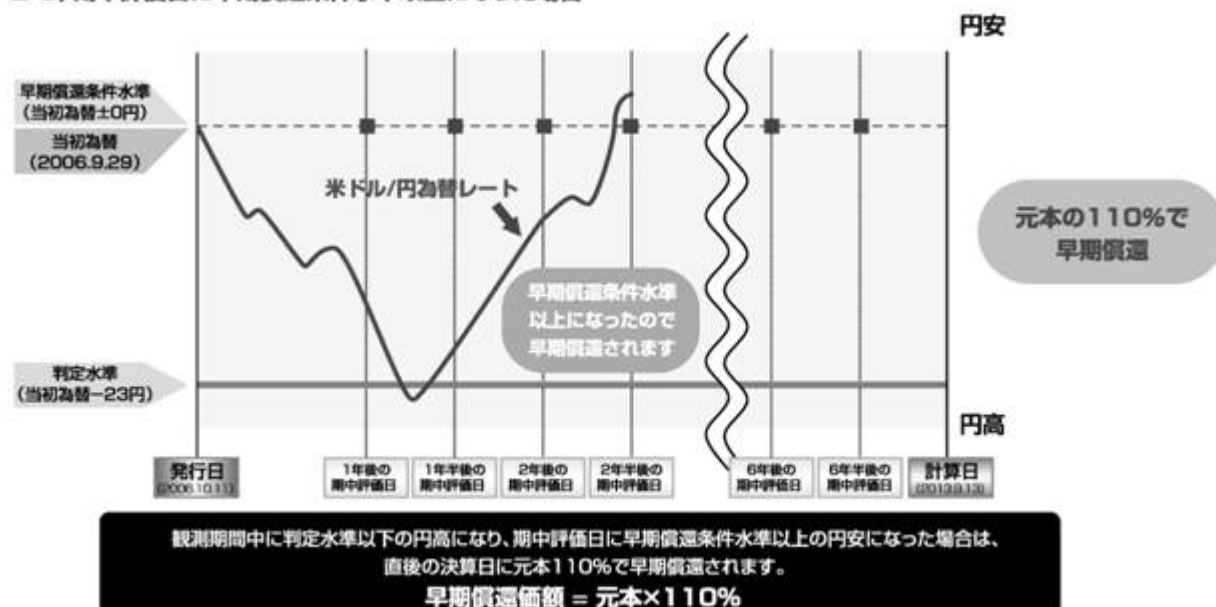
期中評価日に早期償還条件水準以上の円安にならなかったため、早期償還条件は適用されません。

観測期間中に一度でも判定水準以下の円高になったので、
満期償還時には、米ドル/円為替レートに連動した額が支払われます。

$$\text{償還価額} = \text{元本} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替}}{\text{当初為替}}$$

※ 計算日為替が当初為替以上だった(当初為替より円安だった)ので、償還額は投資元本以上になります。

2-C) 期中評価日に早期償還条件水準以上になった場合



上記グラフは、あくまでも商品特性をわかりやすくするためにイメージ図化したものであり、実際の米ドル/円為替レートの動きを表したものではありません。

米ドル/円為替レートに連動した場合の満期償還価額の計算について（イメージ）

$$1\text{万口あたりの満期償還価額（小数点第3位を四捨五入）} = \text{元本} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替（小数点第2位まで）}}{\text{当初為替（小数点第2位まで）}}$$

例えば、当初為替を1米ドル114.00円、計算日為替を1米ドル103.50円と仮定した場合1万口あたりの償還価額は

$$\text{元本（1万口=1万円）} \times 100\% \times \frac{\text{計算日為替（103.50円）}}{\text{当初為替（114.00円）}} = 9078.947 \leftarrow \text{小数点第3位を四捨五入}$$

1万口あたりの償還価額=9078.95円

最低申込単位の50万口あたりの償還金は

$$50\text{万口} \times \frac{9078.95\text{円（1万口あたりの償還価額）}}{10,000\text{円}} = 453,947.5\text{円}$$

（円未満四捨五入のため）453,948円となります。

注）上記の計算例は、わかりやすくご理解いただくためのイメージであり、実際の償還価額は中途解約等による影響を受けることがあります。

観測期間	SGA債の発行日（2006年10月11日）から計算日（2013年9月13日）まで
当初為替	設定日（2006年9月29日）の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照） 当初為替は117.87円に決定しました。
計算日為替	計算日（2013年9月13日）の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）
判定水準	当初為替 - 23円
参照為替レート	ワールド・ワイド・マーケットにおける米ドル/円為替レート （為替取引は世界の主要市場において24時間行われており、SGA債の計算代理人であるソシエテ ジェネラルによって確認されます。）
早期償還条件水準	当初為替 ± 0円
期中評価日	初回期中評価日は設定日から約1年後、以降6ヵ月ごとになります。 2006年7月31日現在では、以下の予定となっております。 なお、法令の変更等により休業日に変更された場合には、この限りではありません。

投資態度

（イ）SGA債を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。また、原則としてSGA債の銘柄入替えは行わず、ファンドは当該SGA債が償還されるまで保有します。

（ロ）資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

- ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利

(9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

主として「S G A債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) 株券または新株引受権証券

(b) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- (c) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(a)、(b)の有価証券の性質を有するもの
- (d) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権社債券をいいます。）の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

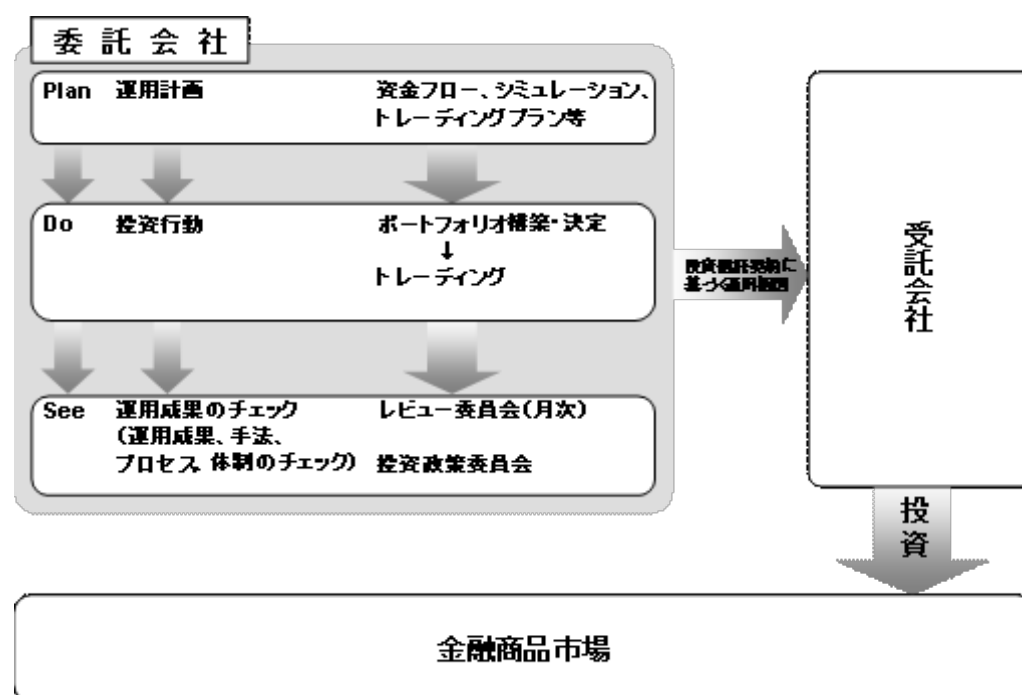
- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で(e)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(f)までに掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンドマネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として3月30日と9月30日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額の範囲

元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

(b) 分配方針

一口当たりの分配金額は、委託会社が、信託契約締結日（平成18年9月29日）に定める目標分配額を目指しつつ、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(c) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額控除後、収益分配前の信託財産の純資産額に応じて、次に掲げる額とします。

- 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
- 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きま

す。）に、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日からお支払いします。なお、2007年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(5)【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

- (イ) S G A債以外の有価証券への投資は、前述の「(2)投資対象 投資対象とする有価証券 投資対象とする金融商品」の範囲で行います。
- (ロ) 原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- (ハ) 同一銘柄の債券へ信託財産の純資産総額の50%を超えて投資することができます。
- (ニ) 公社債の空売りの指図はしません。
- (ホ) 公社債の借入れの指図はしません。
- (ヘ) 資金の借入れについては、一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ト) 取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (チ) 取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドの主なリスク

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり償還時および途中解約時の元本が保証されているものではありません。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

また、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはファンドのリスクを全て記載したものではなく、当該記載以外にもリスクは存在します。

為替変動リスク

ファンドが主要投資対象とするS G A債は、米ドル/円為替レートの変動により価額が変動します。受益者の皆様が受け取る償還金額は、米ドル/円為替レートの変動によって変動する他、中途換金時の解約代金も米ドル/円為替レートの変動の影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

ファンドが主要投資対象とするS G A債は、金利の変動によって債券価格が変動します。したがって、ファンドの基準価額は金利変動による影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

ファンドはS G A債に投資することから、S G A債の発行会社であるエスジーエー・ソシエテジェネラル アクセプタンス・エヌブイの倒産リスクの影響を受けますが、ソシエテジェネラルがS G A債の債務履行を保証しているため、ファンドはソシエテジェネラルの信用リスクの影響も受けません。ソシエテジェネラルの経営不振もしくは債務不履行が生じた場合には、当該債券が大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

銘柄集中リスク

ファンドは、原則としてS G A債を主要投資対象とし、原則として組み入れたS G A債は償還されるまで保有することから、複数銘柄に分散された投資信託に比べ、S G A債の価格がファンドの基準価額におよぼす影響が強くなります。

流動性リスク

ファンドは、期間約7年のS G A債に投資し、当該債券が償還されるまで保有することを原則としますが、当該債券を一部売却するには特定の証券会社が買い取る形式を取ることで流動性の確保を図っております。よって特定の証券会社が債務不履行等の事由により当該債券の買取りを行えなくなった場合等には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、1口1円に取得申込口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は、3.15%（税抜き3.00%）となっております。販売会社が別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。



(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託契約締結日の信託財産の元本総額に対し2.226%（税抜き2.12%）を乗じて得た金額とします。

信託報酬は、信託契約締結日から1カ月以内の別に定める日に、信託財産中から支弁するものとし、それ以後の信託期間中の支弁は行わないものとします。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの元本総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.861%	1.218%	0.147%
（税抜き0.82%）	（税抜き1.16%）	（税抜き0.14%）

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

* その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

* ファンドの費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成24年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ² 、地方税3%）
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年 1月 1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とし

す）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

- 2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに換金時および償還時の元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年 1月 1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は平成24年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	オランダ	431,253,680	98.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	5,540,369	1.26
合計（純資産総額）		436,794,049	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オランダ	社債券	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV	655,600,000	99.90	654,944,400	65.78	431,253,680	0	2013/09/24	98.73

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	98.73
合計		98.73

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年11月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成19年 3月30日）	1,310,825,258	1,355,337,258	0.9424	0.9744
第2期計算期間末（平成19年10月 1日）	1,216,469,153	1,260,981,153	0.8745	0.9065
第3期計算期間末（平成20年 3月31日）	1,057,426,639	1,067,821,639	0.7629	0.7704
第4期計算期間末（平成20年 9月30日）	1,075,728,468	1,086,123,468	0.7761	0.7836
第5期計算期間末（平成21年 3月30日）	1,026,916,989	1,033,711,989	0.7556	0.7606
第6期計算期間末（平成21年 9月30日）	849,362,081	855,574,081	0.6836	0.6886
第7期計算期間末（平成22年 3月30日）	808,538,198	811,342,698	0.7208	0.7233
第8期計算期間末（平成22年 9月30日）	715,089,944	717,788,194	0.6625	0.6650

第9期計算期間末（平成23年 3月30日）	626,050,967	628,504,717	0.6379	0.6404
第10期計算期間末（平成23年 9月30日）	528,095,574	530,308,324	0.5967	0.5992
第11期計算期間末（平成24年 3月30日）	518,276,450	520,280,450	0.6466	0.6491
第12期計算期間末（平成24年10月 1日）	443,204,502	444,973,502	0.6263	0.6288
平成23年11月末日	510,304,946	-	0.6013	-
12月末日	503,418,101	-	0.5967	-
平成24年 1月末日	482,719,150	-	0.5974	-
2月末日	508,983,853	-	0.6299	-
3月末日	518,276,450	-	0.6466	-
4月末日	515,631,399	-	0.6433	-
5月末日	473,763,469	-	0.6266	-
6月末日	482,656,879	-	0.6384	-
7月末日	457,606,104	-	0.6246	-
8月末日	448,150,705	-	0.6333	-
9月末日	447,874,631	-	0.6329	-
10月末日	422,685,788	-	0.6447	-
11月末日	436,794,049	-	0.6663	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成18年 9月29日 至 平成19年 3月30日	0.0320
第2期計算期間	自 平成19年 3月31日 至 平成19年10月 1日	0.0320
第3期計算期間	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 3月31日	0.0075
第4期計算期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	0.0075
第5期計算期間	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月30日	0.0050
第6期計算期間	自 平成21年 3月31日 至 平成21年 9月30日	0.0050
第7期計算期間	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月30日	0.0025
第8期計算期間	自 平成22年 3月31日 至 平成22年 9月30日	0.0025
第9期計算期間	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月30日	0.0025
第10期計算期間	自 平成23年 3月31日 至 平成23年 9月30日	0.0025
第11期計算期間	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月30日	0.0025
第12期計算期間	自 平成24年 3月31日 至 平成24年10月 1日	0.0025

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成18年 9月29日 至 平成19年 3月30日	2.6
第2期計算期間	自 平成19年 3月31日 至 平成19年10月 1日	3.8
第3期計算期間	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 3月31日	11.9

第4期計算期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	2.7
第5期計算期間	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月30日	2.0
第6期計算期間	自 平成21年 3月31日 至 平成21年 9月30日	8.9
第7期計算期間	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月30日	5.8
第8期計算期間	自 平成22年 3月31日 至 平成22年 9月30日	7.7
第9期計算期間	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月30日	3.3
第10期計算期間	自 平成23年 3月31日 至 平成23年 9月30日	6.1
第11期計算期間	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月30日	8.8
第12期計算期間	自 平成24年 3月31日 至 平成24年10月 1日	2.8

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成18年 9月29日 至 平成19年 3月30日	1,391,000,000	—	1,391,000,000
第2期計算期間	自 平成19年 3月31日 至 平成19年10月 1日	—	—	1,391,000,000
第3期計算期間	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 3月31日	—	5,000,000	1,386,000,000
第4期計算期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	—	—	1,386,000,000
第5期計算期間	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 3月30日	—	27,000,000	1,359,000,000
第6期計算期間	自 平成21年 3月31日 至 平成21年 9月30日	—	116,600,000	1,242,400,000
第7期計算期間	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 3月30日	—	120,600,000	1,121,800,000
第8期計算期間	自 平成22年 3月31日 至 平成22年 9月30日	—	42,500,000	1,079,300,000
第9期計算期間	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月30日	—	97,800,000	981,500,000
第10期計算期間	自 平成23年 3月31日 至 平成23年 9月30日	—	96,400,000	885,100,000
第11期計算期間	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月30日	—	83,500,000	801,600,000
第12期計算期間	自 平成24年 3月31日 至 平成24年10月 1日	—	94,000,000	707,600,000

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 設定口数は、当初設定口数です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

ファンド取得の申込期間（2006年9月11日から2006年9月27日まで）はすでに終了しております。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1万口単位をもって、原則として毎月20日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）に一部解約の実行（換金）の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

解約請求の申込みの受け付けは、午後3時までに販売会社に対し解約請求の申込みが行われ、かつ当該申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。解約申込受付日の午後3時を過ぎた場合、当日の解約請求の申込みは受け付けできません。

- (2) 2007年9月19日まではクローズド期間となりますので、この間の一部解約は原則としてできません。2007年9月20日以降は原則として毎月20日のみの受け付けとなります。ただし、日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。なお、最終解約申込受付日は2013年8月20日となります。

ただし、次の事由による場合は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）はクローズド期間中であっても原則として毎月20日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）に委託会社に特別解約の請求をすることができます。

- A 受益者が死亡したとき
- B 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- C 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- D 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- E その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、原則として特別解約は解約請求の手順に準じて行うものとし、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提出を求めることができます。

信託約款に定められた特別な理由により、クローズド期間内であっても解約請求を行う場合をいいます。

- (3) 一部解約の価額は、解約申込受付日の属する月の30日（2月の場合は月末に相当する日とします。当該日が日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。以下「解約価額適用日」という場合があります。）の基準価額とします。当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。



- (4) 換金（解約）手数料はありません。
- (5) 受益者が、解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (6) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- (7) 一部解約金は、解約価額適用日から起算して、原則として、5営業日目までに受益者に支払います。
- (8) 委託会社は、S G A債の時価評価ができない場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で解約を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことができます。これにより解約が中止された場合には、受益者は当該解約中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該解約請求の受け付けの中止を解除した後の最初の月の20日（日本の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日となります。）に解約請求の申込みを受け付けたものとして前記(3)に準じて算出した基準価額での解約とします。

ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。2007年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとし、ただし、2007年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、2007年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、2006年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、2007年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

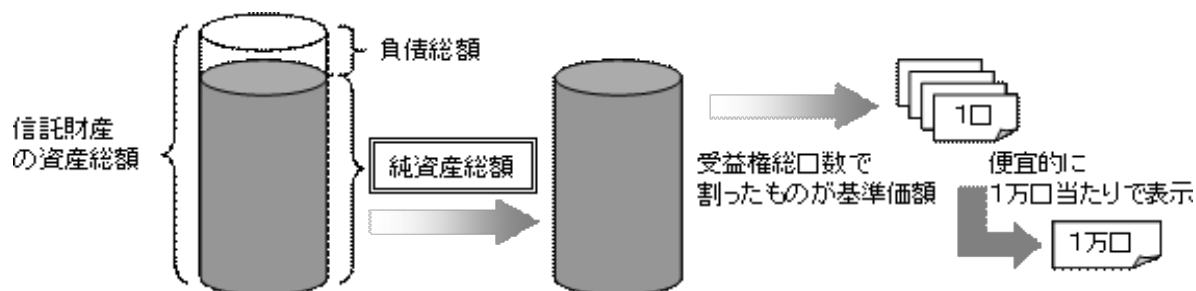
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出されます。当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はございません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、2006年9月29日から2013年9月30日までです。ただし、信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年3月31日から9月30日および10月1日から翌年3月30日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）の翌営業日）までに販売会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対する支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了後の1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の価額は、S G A 債の償還価格の条件を参照して計算される信託終了日の基準価額とします。

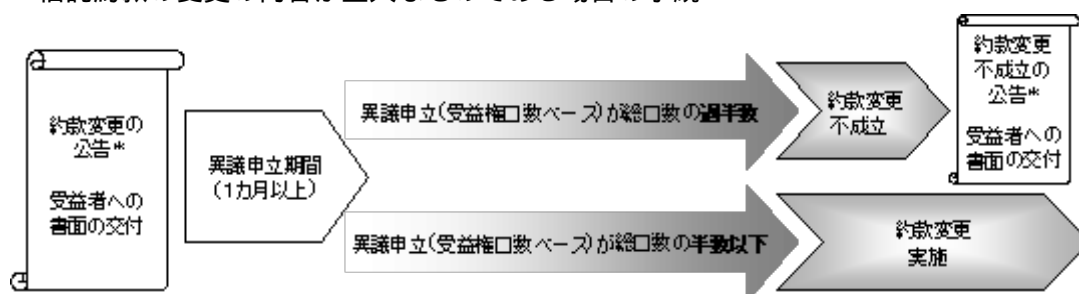
信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ハ) 前記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) 前記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(二)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 前記(ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出を受けた受益者の住所に販売会社より送付します。

信託の終了

- (イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

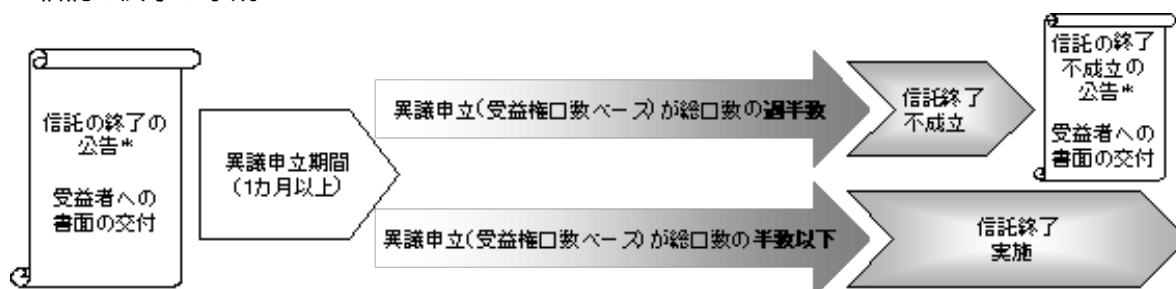
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- （ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託の終了の手續 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- （ハ）委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- （ニ）委託会社は、S G A債が早期償還された場合、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合の手續きについては、投資信託及び投資法人に関する法律第32条第3項ただし書きを適用するものとします。

- （ホ）前記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

- （イ）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- （ロ）ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書が計算期間の終了後3カ月以内に提出されます。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- （ハ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- （二）「信託の終了」の（イ）のCの規定に該当する場合は、S G A 債の償還価格の条件の適用は受けられません。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、保有する受益権口数に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、2007年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および前記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他 償還金」の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成24年3月31日から平成24年10月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

S G 為替参照ファンド2006-09

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期計算期間末 (平成24年 3月30日)	第12期計算期間末 (平成24年10月 1日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,977,880	7,747,452
社債券	512,302,560	437,226,040
未収利息	10	10
流動資産合計	520,280,450	444,973,502
資産合計	520,280,450	444,973,502
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,004,000	1,769,000
流動負債合計	2,004,000	1,769,000
負債合計	2,004,000	1,769,000
純資産の部		
元本等		
元本	801,600,000	707,600,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	283,323,550	264,395,498
元本等合計	518,276,450	443,204,502
純資産合計	518,276,450	443,204,502
負債純資産合計	520,280,450	444,973,502

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期計算期間 自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月30日	第12期計算期間 自 平成24年 3月31日 至 平成24年10月 1日
営業収益		
受取利息	2,918,786	2,657,622
有価証券売買等損益	39,209,690	16,705,970
営業収益合計	42,128,476	14,048,348
営業利益又は営業損失（ ）	42,128,476	14,048,348
経常利益又は経常損失（ ）	42,128,476	14,048,348
当期純利益又は当期純損失（ ）	42,128,476	14,048,348
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	357,004,426	283,323,550
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,556,400	34,745,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,556,400	34,745,400
分配金	2,004,000	1,769,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	283,323,550	264,395,498

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成24年3月31日から平成24年10月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期計算期間末 (平成24年3月30日)	第12期計算期間末 (平成24年10月1日)
1. 設定年月日	平成18年9月29日	平成18年9月29日
設定元本額	1,391,000,000円	1,391,000,000円
期首元本額	885,100,000円	801,600,000円
元本残存率	57.6%	50.8%
2. 計算期間末日における受益権の総数	801,600,000口	707,600,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は283,323,550円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は264,395,498円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期計算期間 自 平成23年10月1日 至 平成24年3月30日		第12期計算期間 自 平成24年3月31日 至 平成24年10月1日	
分配金の計算過程 計算期間末における費用等控除後の配当等収益額が2,918,786円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益額2,918,786円を分配対象収益として、うち2,004,000円を分配金額としております。		分配金の計算過程 計算期間末における費用等控除後の配当等収益額が2,657,622円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益額2,657,622円を分配対象収益として、うち1,769,000円を分配金額としております。	
A 当ファンドの配当等収益額	2,918,786円	A 当ファンドの配当等収益額	2,657,622円
B 経費	0円	B 経費	0円
C 差引配当等収益額 (A - B)	2,918,786円	C 差引配当等収益額 (A - B)	2,657,622円
D 当ファンドの当期末残存受益権口数	801,600,000口	D 当ファンドの当期末残存受益権口数	707,600,000口

E 当ファンドの期中平均残存受 益権口数	843,683,333口	E 当ファンドの期中平均残存受 益権口数	751,885,714口
F 分配可能額（ $C \times D / E$ ）	2,773,195円	F 分配可能額（ $C \times D / E$ ）	2,501,089円
G 1万口当たり分配可能額 （ F / D ） $\times 10,000$	34円	G 1万口当たり分配可能額 （ F / D ） $\times 10,000$	35円
H 1万口当たり分配金額	25円	H 1万口当たり分配金額	25円
I 分配金額	2,004,000円	I 分配金額	1,769,000円

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	第11期計算期間 自 平成23年10月1日 至 平成24年3月30日	第12期計算期間 自 平成24年3月31日 至 平成24年10月1日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、社債券であります。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 貸借対照表計上額の社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額の妥当性を確認するために、当ファンドの主要投資対象である社債券について独自評価を行っております。また、当該社債の発行体の信用格付、社債券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行い、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期計算期間末 （平成24年3月30日）	第12期計算期間末 （平成24年10月1日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (注) 時価の算定方法 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。なお、社債券の評価に用いる合理的に算定された価格は、モンテカルロ・シミュレーション手法により計算して最適値を求めたものです。主な価格決定変数は、原資産価格、原資産のボラティリティ及び社債利回りです。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
 売買目的有価証券

種類	第11期計算期間末 (平成24年3月30日)	第12期計算期間末 (平成24年10月1日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	39,198,240	15,001,120
合計	39,198,240	15,001,120

(デリバティブ取引等に関する注記)
 第11期計算期間末(平成24年3月30日)
 該当事項はありません。

第12期計算期間末（平成24年10月1日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期計算期間（自 平成23年10月1日 至 平成24年3月30日）

該当事項はありません。

第12期計算期間（自 平成24年3月31日 至 平成24年10月1日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第11期計算期間末 （平成24年3月30日）	第12期計算期間末 （平成24年10月1日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6466円 （6,466円）	0.6263円 （6,263円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
社債券	日本円	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV	707,600,000	437,226,040	
		小計	707,600,000	437,226,040	
			銘柄数 組入時価比率	1 98.7%	100.0%
	社債券 合計			437,226,040	
	合計			437,226,040	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年11月末日現在

資産総額	436,794,049 円
負債総額	— 円
純資産総額（ - ）	436,794,049 円
発行済口数	655,600,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6663 円
（1万口当たり純資産額）	（6,663 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

6 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円
発行株式総数 : 9,000,000株
発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

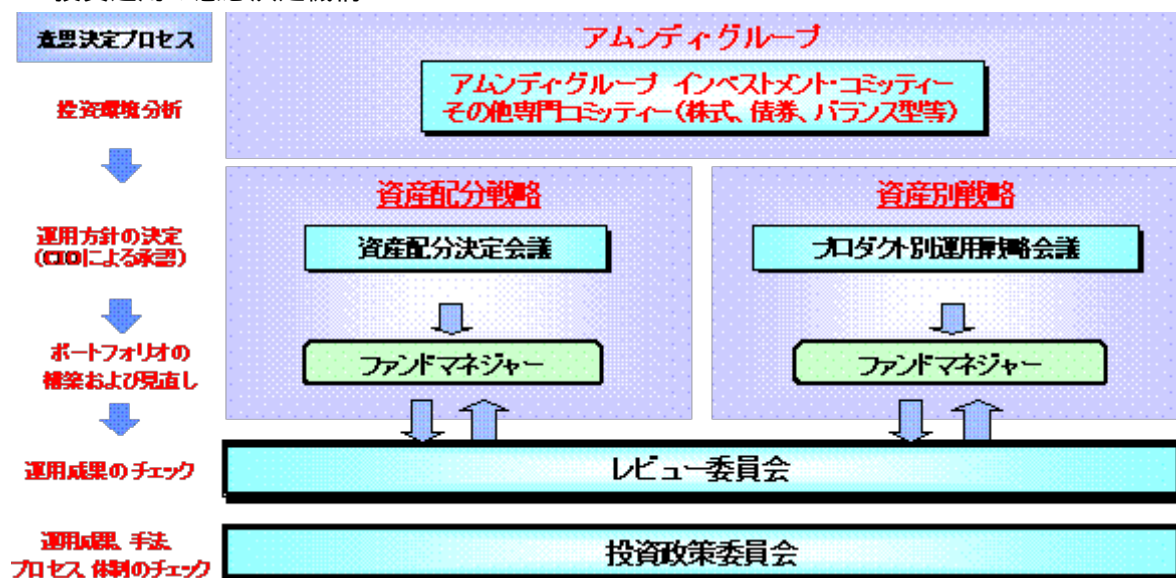
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成24年10月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	90	221,162
追加型株式投資信託	136	1,077,217
追加型公社債投資信託	1	18,395
合 計	227	1,316,774

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第30期		第31期	
	(平成23年3月31日)		(平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウェア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		7,000		6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525

(単位：千円)

	第30期		第31期	
	(平成23年3月31日)		(平成24年3月31日)	
負債の部				

流動負債				
リース債務		4,012		1,186
預り金		338,444		277,120
未払金		995,236		644,571
未払償還金		12,745		8,124
未払手数料		667,369		483,904
その他未払金	*1	315,122	*1	152,543
未払費用	*1	306,345		242,443
未払法人税等		-		13,069
未払消費税等		10,404		11,112
前受収益		1,223,720		615,072
賞与引当金		130,583		91,301
役員賞与引当金		19,919		15,388
資産除去債務		-		12,210
統合関連費用引当金		143,429		-
流動負債合計		3,172,092		1,923,473
固定負債				
リース債務		2,000		816
繰延税金負債		15,402		10,581
退職給付引当金		55,426		61,157
賞与引当金		-		9,536
役員賞与引当金		-		8,673
資産除去債務		58,469		50,003
固定負債合計		131,296		140,765
負債合計		3,303,389		2,064,237
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,195,308		2,991,801
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		1,595,308		1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401		3,101,893
株主資本合計		6,924,235		6,720,728
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		369		8,441
評価・換算差額等合計		369		8,441
純資産合計		6,923,866		6,712,288
負債純資産合計		10,227,255		8,776,525

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,415,163	6,808,292
運用受託報酬	2,351,244	1,786,519
投資助言報酬	48,240	32,750
その他営業収益	149,127	532,630
営業収益合計	9,963,775	9,160,192
営業費用		
支払手数料	3,507,361	3,281,468
広告宣伝費	178,753	15,452
調査費	1,634,240	1,340,502
調査費	656,837	608,715
委託調査費	977,403	731,787
委託計算費	20,231	22,888
営業雑経費	173,809	257,680
通信費	48,587	64,101
印刷費	113,422	176,184
協会費	11,799	17,395
営業費用合計	5,514,394	4,917,990
一般管理費		
給料	2,765,239	2,819,805
役員報酬	184,220	219,810
給料・手当	2,237,168	2,284,355
賞与	342,503	249,749
役員賞与	1,349	65,891
交際費	28,464	13,982
旅費交通費	84,716	83,998
租税公課	34,849	34,892
不動産賃借料	217,062	198,292
賞与引当金繰入	130,583	83,681
役員賞与引当金繰入	19,919	10,069
退職給付費用	236,564	249,207
固定資産減価償却費	50,076	51,786
福利厚生費	417,155	431,451
諸経費	263,708	186,838
一般管理費合計	4,248,335	4,164,002
営業利益	201,046	78,200
営業外収益		
有価証券利息	9,261	31,032
受取利息	*1 4,455	25

有価証券売却益	-	7,629
雑収入	12,052	8,642
営業外収益合計	25,769	47,327
営業外費用		
為替差損	26,339	22,423
有価証券売却損	14,398	-
雑損失	4,091	48
営業外費用合計	44,829	22,471
経常利益	181,986	103,056
特別利益		
清算配当金	*1*2 636,420	*1*2 73,294
特別利益合計	636,420	73,294
特別損失		
減損損失	*3 6,653	*3 8,822
固定資産除却損	*4 3,326	*4 5,437
特別損失合計	9,979	14,259
税引前当期純利益	808,428	162,092
法人税、住民税及び事業税	3,153	3,800
過年度法人税等	3,254	-
法人税等調整額	34,822	6,799
法人税等合計	34,721	10,599
当期純利益	773,707	151,493

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801

(単位：千円)

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493

当期変動額合計	610,464	203,507
当期末残高	6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	8,071
当期変動額合計	611,408	211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288

[次へ](#)

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第30期 (平成23年3月31日現在)		第31期 (平成24年3月31日現在)	
*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1	各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収委託者報酬	71,963 千円	未収委託者報酬	43,036 千円
未収運用受託報酬	42,600 千円	未収運用受託報酬	23,404 千円
立替金	2,150 千円	未収投資助言報酬	19,632 千円

その他未払金	30,758 千円	未収収益	88,400 千円
未払費用	6,620 千円	立替金	240 千円
		その他未払金	55,401 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	44,048 千円	建物	53,646 千円
器具備品	117,902 千円	器具備品	129,811 千円

（損益計算書関係）

第30期 (自 平成22年 4 月 1日 至 平成23年 3 月31日)	第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)													
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 3,717千円 清算配当金 636,420千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円													
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。													
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">NTT幕張ビル</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>建 物</td></tr><tr><td>器具備品</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物	器具備品	*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル 18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。	場所	用途	種類	日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物
場所	用途	種類												
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物												
		器具備品												
場所	用途	種類												
日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物												
(減損損失の金額)	(減損損失の金額)													

建 物	3,071千円	建 物	8,822千円
器 具 備 品	3,581千円	合 計	8,822千円
合 計	6,653千円		

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。
---	---

（株主資本等変動計算書関係）

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
------	-------	--------------------	--------------	-----	-------

平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日
----------------------	----------	---------	---------	------------	------------

配当原資については、利益剰余金としております。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産
器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

（有価証券関係）

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	305,685	304,560	1,125
	(3)その他（注）	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

（注）投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231

(注) 投資信託受益証券であります

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第30期 (平成23年3月31日現在)	第31期 (平成24年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
前受収益否認額 497,932	前受収益否認額 233,446
繰越欠損金 861,283	繰越欠損金 974,852
未払費用否認額 110,997	未払費用否認額 42,625
賞与引当金等損金算入限度額超過額 53,134	賞与引当金等損金算入限度額超過額 26,968
退職給付引当金損金算入限度額超過額 22,553	退職給付引当金損金算入限度額超過額 21,796
減価償却資産 18,817	減価償却資産 18,095
資産除去債務 23,791	資産除去債務 22,173

その他	24,839	その他	17,433
繰延税金資産小計	1,613,345	繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	1,427,810	評価性引当金	1,176,212
繰延税金負債との相殺	6,997	繰延税金負債との相殺	8,720
繰延税金資産合計	178,538	繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	22,399	資産除去負債会計基準適用に伴う	
繰延税金負債小計	22,399	有形固定資産計上額	19,301
繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債小計	19,301
繰延税金負債合計	15,402	繰延税金資産との相殺	8,720
		繰延税金負債合計	10,581
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	
		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000千円	1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

(注1) 第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含まれます。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1．関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ・ ジャパン ホールディング 株式会社	東京都 千代田区	5,400 百万	有価証券 の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

（注）

1．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2．上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント(シン ガポール)株式 会社	シンガポール シンガポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア 地域の 運用 拠点	清算 受取 配当金	636,420	-	-

（注）エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

（3）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千 円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
兄弟 会社	アムンディ・イン ベストメント・ソ リューションズ	フランス パリ市	78,077 (ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言 契約の 再委任等	委託調査 費等の 支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2．親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1．関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・エスアー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資 信託、 投資顧 問契約 の再委 任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用 受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者 報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資 助言報酬	19,632
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の 支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント (シンガポール) 株式会社	シンガ ポール シンガ ポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の 運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の所 有(被 所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	アムンディ・インベ ストメント・ ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資 顧問業	-	なし	投資助言契 約の 再委任等	委託調査費等の 支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟 会社	アムンディ・ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問 業	-	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託 報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者 報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言 報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第30期 (自 平成22年4月 1日	第31期 (自 平成23年4月 1日
-----------------------	-----------------------

至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,884.94円	1株当たり純資産額	2,796.79円
1株当たり当期純利益金額	322.38円	1株当たり当期純利益金額	63.12円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しております。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	773,707千円	当期純利益	151,493千円
普通株式に係る当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	151,493千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。上記、において掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えたと予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社広島銀行
- ・資本金の額 54,573百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合に

は、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 10,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成24年6月26日

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS G 為替参照ファンド2006-09の平成24年3月31日から平成24年10月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S G 為替参照ファンド2006-09の平成24年10月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。